

全国健康保険協会船員保険協議会（第41回）

日 時：平成30年11月19日（月）14：58～16：15

場 所：主婦会館プラザエフ 7階 カトレア

出席者：岩村委員長、遠藤委員、門野委員、菊池委員、立川委員、田中委員、内藤委員、
中出委員、長岡委員、平岡委員、渡邊委員（五十音順）

議 題：

1. 2019年度（平成31年度）の保険料率について
2. 今後の保険料負担軽減措置について
3. 船員保険事業の実施状況について

岩村委員長：

定刻よりは少し早いのですが、出席予定の委員の皆様が全ておそろいでございますので、ただいまから第41回船員保険協議会を始めさせていただきたいと思っております。

本日の出席状況でございますけれども、江口委員よりご欠席というご連絡を頂戴しているところです。

それでは、早速議事に入りたいと思っております。

お手元の議事次第をご覧くださいと思います。議題1が2019年度（平成31年度）の保険料率についてとなっております。

事務局で資料を用意していただいておりますので、まず、それに基づいた説明をいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

議題1. 2019年度（平成31年度）の保険料率について

前島船員保険部次長：

それでは、2019年度の保険料率につきまして資料1-1、1-2、1-3によりご説明をさせていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。船員保険の収支見込みでございます。

1 ページ目は疾病保険分でございます。2017年度の決算をベースにいたしました2018年度、2019年度の見込みでございます。保険料収入につきましては過去5年間の実績をもとに見込んでおります。保険給付費につきましても中期的見通しで、また詳しくご説明をさせていただきますけれども、過去5年間の実績をベースにしておりますけれども、マイナスの伸びを示しております2013年度を除外いたしまして、実質4年間の実績をもとに見込んでおるところでございます。

被保険者数につきましては、近年、被保険者数が増加しております。今後の見込みを作成するに当たりましては、減少トレンドも含めました5年間の実績をもとに、かた目に見込んでおるところでございます。備考欄をご覧くださいいただければと思いますけれども、対前年度比0.1%増の5万7,500人を見込んでおるところでございます。

加入者数につきましては、被扶養者が引き続き減少傾向にございますことから、対前年度比1.2%減の11万9,002人ということで見込んでおります。

また、平均標準報酬月額につきましても、近年高い伸びで推移をしておりますけれども、厳し目に推計をするという観点から、低い伸びの年度も含めました5年間の実績をもとに見込んでおるところでございます。対前年度比1.2%増の42万7,331円を見込んでおるところでございます。

2018年度の収支見通しにつきましては、2017年度の決算と比較いたしますと、収入面では平均標準報酬月額等の伸びに伴いまして保険料収入の増加を見込んでおります。また、支出では加入者1人当たりの給付費の伸びが見込まれる一方で、被扶養者数の減がございましたので加入者数が減少しておりますことから、保険給付費は2017年度と比較いたしますと約1億円の増にとどまっているといった状況でございます。

そのほか後期高齢者支援金等の増がございまして、単年度収支差といたしましては約43億円の黒字を見込んでおります。

結果、準備金残高は、被保険者保険料負担軽減分が約86億円、それ以外の準備金が約234億円を見込んでおるところでございます。

この2018年度の見込みを踏まえまして2019年度を見込んだところでございますけれども、保険料率を9.6%に据え置きまして、被保険者保険料負担軽減分として0.5%相当の約16億円を準備金から戻入することを前提といたしますと、約362億円の収入に対しまして317億円の支出が見込まれるところでございます。結果、2019年度も約45億円の黒字となっております。2019年度末時点における準備金の残高は被保険者保険料負担軽減分が約70億円、それ以外の準備金として約279億円が見込まれているところでございます。

続きまして、裏面、2ページをご覧くださいいただければと存じます。災害保健福祉保険分でございます。

こちらも疾病保険分と同様に、保険料収入、保険給付費につきましては過去5年間の実績をもとに見込んでおるところでございます。2018年度の見込みにつきましては、約36億円の収入に対しまして約40億円の支出を見込んでおりまして、収支といたしましては約4億円の赤字となっております。その結果、4億円の準備金の取り崩しにより対応することによりまして準備金の残高は約177億円を見込んでおります。

2019年度につきましては約36億円の収入に対しまして約40億円の支出を見込んでおるところでございます。収支差といたしましては約4億円の赤字となっております。こちらも準備金の取り崩しにより対応することによりまして、準備金残高は約172億円となっているところでございます。

以上が31年度の収支見込みでございます。

続きまして、資料1-2をご覧ください。船員保険の中期的収支見通しでございます。

2020年度以降の見込み、2024年度までの見通しでございます。極めて粗い試算ではございますけれども、直近の実績を取り込みまして見通しを作成したところでございます。

今回の推計の前提といたしまして、1ページの①から④に記載をさせていただいております。

①といたしまして、保険料率につきましては2023年度までは2018年度と同じ保険料率で試算をいたしております。2024年度につきましては被保険者の負担軽減分の準備金が約3億円しか残っていないといったことから、機械的に被保険者の保険料率を4.96%、控除率を0.09%として試算をさせていただいております。

②でございますけれども、2019年10月に予定されております消費増税の影響につきましては、2014年4月に消費税が5%から8%に引き上げられた際の影響を参考といたしまして機械的に見込んでおるところでございます。

③ですけれども、それ以外の2020年度以降の診療報酬改定については見込んでおらないところでございます。

④ですけれども、事務費につきましては2018年度の予算額をもとに計上させていただいております。「ただし」と書いてありますけれども、災害保健福祉保険分の事務費のうち特別支給金に関しましては、実績等を踏まえまして見直した上で計上させていただいております。

それから次に、推計方法を記載しております。1ページの下に、まず、被保険者の推計でございます。被保険者数につきましては、1年齢ごとの被保険者数に過去の5年間の平均の伸びを乗じまして算出をしております。先ほど若干触れましたけれども、近年、被保険者数が増加はしておりますけれども、減少トレンドを含めました過去5年間の平均の伸びを使用することで、かた目の見通しを立てておるといったところでございます。

お聞きいただいて、2ページをご覧ください。次に、平均標準報酬月額でございます。

平均標準報酬月額につきましては、こちらも1年齢ごとの平均標準報酬月額に、過去5年間の実績をもとに伸ばすといった方法をとっているところでございますけれども、標準報酬月額の上限改定が2016年に実施をされまして、米印で記載をしておりますけれども、この影響が1年齢ごとに算出できないといったことから、2016年を除きました4年間の伸びの平均で算出をさせていただいております。

それから次に、医療給付費でございます。医療給付費につきましては、5年齢ごとの加入者1人当たりの医療給付費に、マイナスを示しております2013年度を除きました過去4年間の平均の伸び率を乗じた上で、各年度の加入者数を乗じることによって算出をいたしております。2013年度から2017年度までの5年間の加入者1人当たりの医療給付費の推移を下の表に示しておりますけれども、実績といたしましては、ばらつきがあるところでございますけれども、近年、医療費が増加をするといった傾向にありますけれども、2013年

度はマイナスの伸びとなっております。この原因は明らかではないんですけれども、ここ近年、伸びるはずの医療費が伸びていないといったことから、この年度を除きました4年間の平均の伸び率を用いることにさせていただいております。

最後に、後期高齢者支援金等の拠出金の試算でございますけれども、算出の基礎となります船員保険の総報酬額や前期高齢者の医療費等につきましては、上記に記載しております方法により推計をいたしております。そのほか、被用者保険全体の総報酬額ですとか医療費につきましては、少し古い数値になりますけれども、2010年に厚労省で示していただいております資料により推計をいたしているところでございます。

3ページをご覧ください。疾病保険分の中期的見通しでございます。

下段に、ただいまのような方法で推計をいたしました基礎係数についてお示しをしております。被保険者数は2023年度までは若干の増加傾向で推移をすると見込んでおりますけれども、2024年度は若干減少に転じるといった見込みになっております。船員保険の被保険者数につきましては、若い世代の方の加入は進んでおるところでございますけれども、依然として50代後半から60代の被保険者の方が多い状況でございます。この50代後半から60代の被保険者の方が引退をされ減少するというところで、2024年度以降は減少すると見込んでおるところでございます。

加入者数につきましては、被扶養者数の減少に伴いまして2020年度以降減少をする、平均標準報酬月額につきましては、ほぼ横ばい、加入者1人当たりの医療給付費につきましては2%前後の伸びで推移をするのではないかという見通しになっているところでございます。

これによりまして収支を組み立てたのが上の表でございます。収入の面では、保険料収入が若干でございますけれども増加傾向を示しながら推移をすると見込んでおります。

なお、収入のその他につきましては、2023年度までは被保険者の保険料負担軽減分の準備金からの戻入額が毎年約17億円程度見込んでおるところでございますけれども、2024年度は残額の約3億円金額を繰り入れる前提としております。

支出の面でございますけれども、保険給付費、拠出金とも年々増加すると見込んでおります。

その結果、収支につきましては、2020年度では約36億円の黒字を見込んでおるところでございますけれども、その黒字幅は年々減少すると見通しております。2024年度の黒字幅は約26億円程度と見込んでおるところでございます。

次に、4ページをご覧ください。こちらが災害保健福祉保険分でございます。

収入の面では、保険料収入は若干の増と見込んでおるところでございますが、福祉医療機構国庫納付金等とございまして、こちらは過去の年金住宅融資の返済金等が主なものでございますけれども、こちらが若干減少するという見通しを立ててございまして、収入の合計といたしましては、ほぼ横ばいで推移をすると見込んでおるところでございます。

支出の面でございますけれども、保険給付費は若干の減少というふうに見込んでおりま

すけれども、ほぼ横ばいの推移と見込んでおりまして、結果といたしまして、収支といたしましては、2020年度以降、ほぼ4億円程度の赤字で推移をするという見通しを立てているところでございます。

現行の保険料率を前提といたした場合でございますけれども、準備金が一定程度ありまして、この準備金を取り崩して対応することにより対応できると考えておるところでございます。

このように、一定程度の条件のもとに試算をした場合には、このような見通しとなりますけれども、こういった収支の状況を踏まえまして、2019年度の保険料率の方向性につきまして次の1-3でご説明をさせていただきたいと思っております。

資料1-3をご覧ください。

まず、船員保険の保険料率のこれまでの状況といたしまして、1ページに記載をしているところでございます。

船員保険の保険料率につきましては、疾病保険料率を2012年度に0.4%、2013年度に0.3%、それぞれ引き上げたところでございますけれども、その際に、被保険者の負担分につきましては、その引き上げと同じ率だけ控除率を引き上げておりまして、最終的な被保険者負担率は維持しているところでございます。また、船舶所有者が全額負担をいたします災害保健福祉保険料率につきましては、同様に疾病保険料率が引き上げられたのと同率の引き下げを行っている状況でございます。船舶所有者の実質的な負担につきましても2009年度からずっと6.10%で推移をしているところでございます。

2ページをご覧ください。

まず、疾病保険料率についての方向性の案をお示しさせていただいております。疾病保険分につきましては、現行の保険料率を据え置いた場合、中期的見通しとしてお示しをさせていただきましたように、2024年度までは継続して黒字で推移をするといった見通しでございます。しかしながら、その黒字額は年々縮小する見通しになっておりまして、将来的には単年度赤字になることも想定されるところでございます。

2ページに「さらに」と書かせていただいておりますけれども、見込みとの乖離が生じるリスクといたしまして3点挙げさせていただいております。

まず、被保険者についてでございますけれども、近年増加傾向となっております被保険者ですけれども、この被保険者数につきましては将来の財政状況を大きく左右することになるといったことで考えております。近年増加傾向にございますけれども、被保険者が高齢化をしている状況から、高齢者の引退する数と新しく入ってくる若人の数がイコールにならないと減少傾向になっていくことも考えられることから、一定の期間、見きわめる期間が必要ではないかと考えているところでございます。

2つ目といたしまして、1人当たり医療給付費でございます。2ページの下の表にございますとおり、船員保険の1人当たり医療給付費の伸びにつきましては非常にばらつきがあるところでございます。3ページのi)とii)に説明をさせていただいておりますけれども

ども、2015年度には1人当たり医療給付費としては3.8%の伸びを示したといったことをごさいます、こちらにつきましては、高額新薬による影響がございました。それから、ii) でございますけれども、2016年につきましては1人当たり医療給付費としましては3.4%伸びたわけでございますけれども、この要因といたしましては入院医療費が急増したといった状況でございます。このように、1人当たり医療給付費につきましてはばらつきがありますが、保険者の規模が小さいということもありまして、少しの要因でこのようにぶれ幅が大きいことからリスクとして考える必要があるのではないかと考えております。

3つ目といたしまして、拠出金でございますけれども、拠出金につきましては、他制度の医療費を負担するという性質上、船員保険においては正確に見込み額を推計することが困難なところもございます。また、高齢者等の医療費を負担するといったことございまして、高齢者の医療費は今後ますます増加すると言われておりますので、リスクが考えられるといったことでございます。

最後に「以上のことから」と書いてございますけれども、こういったことから、船員保険の財政状況は、現時点では比較的安定的に推移をしておりますけれども、中長期的な観点から慎重な財政運営を図る必要があると考えておりまして、2019年度の保険料率につきましては現行と同率の10.10%ということをご提案をしたいところでございます。

4 ページをご覧ください。

3 といたしまして災害保健福祉保険料率についてのご提案でございます。災害保健福祉保険分につきましては、現時点におきまして現行の保険料率を据え置いた場合に、2019年度につきましては約4億円の赤字、中期的見通しでも約4億円の赤字で推移をするといった見通しでございますけれども、一定程度の準備金を保有しておるということで、来年度の保険料率につきましては現行と同率の1.05%ということをご提案をしたいところでございます。

最後に、介護保険料率でございます。介護保険料率につきましては、国から示されます介護納付金の額を船員保険に加入しております介護保険第2号被保険者の総報酬額で割って出すといった、機械的に算出されるものでございますけれども、現時点の見通しでございますが、今年度と同率の1.61%になる見込みでございます。

それから、最後に参考資料をご用意しておりまして、参考資料1をご覧ください。と思っておりますけれども、1 ページ目が被保険者の月次推移でございます。実線でお示しておりますのがこれまでの実績でございます、点線でお示してあるのが今後の見通しでございます。ほぼ横ばいで推移をするという見通しを立てているところでございます。

2 ページをお開きいただきまして、2 ページは標準報酬月額推移でございます。こちらは年々増加をしている傾向でございます、こちら実線が実績でございます、点線が見通しでございます。徐々にふえておりまして、見通しも、若干ふえるといった見通しを立てておるところでございます。

3 ページでございますけれども、直近の実績をこちらで確認したところ、見通しよりも若干下回るといった傾向にございまして、注視が必要かなといった資料でございます。

ご説明は以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました資料 1 関係について、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いをしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

では、立川委員どうぞ。

立川委員：

資料 1 - 2 の中で教えていただければというところがございます。

消費税の増税の影響を、機械的に見込んでいるということでございますけれども、2019 年の 10 月に予想される消費税の増税の影響は、過去の経験から言ってどのくらい見込まれているのかというのを教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

岩村委員長：

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

前島船員保険部次長：

消費税の影響をどのくらい見込んでおるのかといったご質問でございました。

2014 年の 4 月に消費税が 5 % から 8 % に引き上げられた際の診療報酬の影響が、プラス 1.36 % というふうに診療報酬が改定されたことを踏まえまして、今回の 8 % から 10 % 分の引き上げにつきましては、この 1.36 %、3 分の 2 をいたしまして、影響します月数、5 カ月分の影響を見込みまして、0.38 % ということで見込んでおるところでございます。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

では遠藤委員。

遠藤委員：

1 点質問があります。

資料 1 - 3 の 3 ページの i) と ii) に少し関連してなんですけれども、i) の 2015 年度の高額新薬による影響が大きいという話がありまして、次の ii) のところでも高額新薬に

よる影響でふえているのかどうか。調剤のところの伸び率を見ても前年よりふえているんですけども、これは高額新薬による影響が大きくて、そのまま維持された形でふえているのかどうか。この辺、教えていただければと思います。

岩村委員長：

事務局、いかがでしょうか。

前島船員保険部次長：

2015年は高額新薬、船員保険の場合、肝炎新薬の影響を大きく受けてこういった伸びを示したところでございますが、2016年につきましては調剤はマイナスの伸びでございます。一旦この影響はおさまっているというふうに我々としては考えているところでございます。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

そうしますと、2019年度の保険料率の方向性ですけれども、疾病保険料率、被保険者負担軽減控除率、災害保健福祉保険料率のいずれも現行の率を据え置くことにさせていただきたいと思っておりますけれども、最終的な保険料率は次回の船員保険協議会で決定することになろうと思っております。それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩村委員長：

ありがとうございます。

それでは、議事次第の次でございまして、今後の保険料負担軽減措置についてであります。

まず、資料2関係がありますので、事務局から説明をいただきたいと思っております。

議題2. 今後の保険料負担軽減措置について

前島船員保険部次長：

それでは、被保険者の負担軽減措置の検討に当たりまして、今後の被保険者保険料負担軽減措置の検討に当たっての論点についてということで資料を提出させていただいておりますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料2-1をご覧くださいと存じます。

前回の協議会におきまして、この負担軽減措置が行われることになった経緯、今後の議論をいただくに当たっての論点となる事項をお示しさせていただいたところでございます。論点につきまして、前回の協議会でご議論いただきましたご意見を踏まえまして、今回の資料を作成させていただいております。

前回お示しさせていただいた論点が、この枠で囲ってあります3つの丸でございます。

まず、1つ目の論点でございますけれども、疾病保険分の財政状況は現時点では黒字で推移をしているが、近い将来、赤字に転換する見通しであり楽観視はできない、こういった論点があるところでございますけれども、前回の協議会では被保険者代表の委員より、今後の収支見込みを想定し、その前提を踏まえた上で議論すべきといったご意見をいただいたところでございます。それを踏まえまして、2017年度の決算も踏まえまして、賃金の上昇率を3つのパターンを想定いたしまして試算させていただいて、今回お示しをさせていただいております。

1ページの上でございますとおおり、賃金の上昇のパターンでございますけれども、まず、1つ目といたしまして、過去5年間の平均の伸び率、0.9%でございますけれども、これがずっと続く見通しのケース、2つ目といたしまして、この0.9%がずっと続くわけではなくて徐々に伸び率が逡減していくのではないかとといった収支見通し、3番目は、ちょっと厳し目でございますけれども、賃金の伸びが今後止まってこのままで推移をするということで試算をさせていただいた、この3パターンで収支を出しております。

1枚おめくりいただきまして、3ページの上の表をまずご覧いただければと存じます。

これは可能な限り控除率0.5%を維持した場合ということで、先ほどの1のケース、2のケース、3のケースの保険料率と収支差、準備金残高につきまして記載をさせていただいております。1のケース、2のケース、3のケース、いずれのケースにいたしましても2024年度から保険料率を引き上げる必要があり、2025年度に5.05%に保険料率を引き上げる必要があるといった試算状況になっているところでございます。

収支差をご覧いただきたいと思っておりますけれども、1のケース、賃金がこのまま伸び続ける試算のケースの場合におきましては、一番最後のところでございますけれども、ずっと黒字で推移をするんですが、2032年度には赤字に転換をする収支見通しになってございます。Ⅱの賃金の伸びが若干ずつ逡減をしていくケースになりますと、2030年度から赤字に転換をし、それ以降、赤字で推移する試算になっている状況でございます。それから、一番厳しい賃金の伸びが止まってしまうケースでございますと、2029年度から赤字に転換をし、その後、赤字で推移をする見通しになっているところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、真ん中の丸でございますけれども、これは先ほどご覧いただいた表でございます。控除率0.5%を維持した場合でございますけれども、この財源が2024年度になくなる見込みでありますので、2024年度から2025年度にかけて被保険者が負担すべき保険料率を0.5%引き上げる必要があるのではないかとといった論点を出させていただいたところでございます。

最後の3つ目の丸でございますけれども、いきなり0.5%引き上げることではなくて、急激な負担増を避けるために徐々に控除率を引き下げて保険料率を引き上げるといったことも考えられますけれども、この場合、どの程度の期間で実施をしていくのかといった論点を挙げさせていただいております。前回も0.1%ずつ保険料率を引き上げた場合についてお示しをさせていただいたところでございますが、今回も新しい試算につきまして、0.1%ずつ引き下げた場合どうなるのかといったところを、またお示しさせていただいております。

先ほどの3ページをまたご覧いただければと思いますけれども、3ページの下にあります。緩やかに控除率を引き下げるケースということで、いずれのケースにつきましても、2022年度から0.1%ずつ控除率を引き下げて被保険者の保険料負担を0.1%ずつ引き上げていくといった試算でございます。Ⅰのケースでございますと、2022年度から2027年度の6年間、Ⅱのケースにつきましても同様に6年間、Ⅲのケースですと2022年度から2028年度までの7年間をかけて0.1%ずつ引き上げていく試算になっているところでございます。

4ページ以降は収支差の詳細について記載しておりますので、こちらは後ほどご覧いただければと存じます。

今後の検討スケジュールについて、資料2-2でお示しをさせていただいております。前回ご議論いただきまして、今回につきましては、見直し後の収支見通しをお出しさせていただきましたので、この見通しを踏まえたご議論をいただこうということで考えております。

次回以降、今後の方向性についての具体的なご議論をいただきたいということで考えておまして、1月と3月でご議論いただいて、できましたら3月に結論を出したいと考えておまして、3月にまとまらない場合には、7月にももう1度ご議論いただくということで考えているところでございます。

以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました、将来の保険料、今後の保険料負担の軽減措置につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いをしたいと思います。

では、立川委員どうぞ。

立川委員：

2点ほど教えていただきたいところがございます。資料2-1の3ページ目になりますけれども、可能な限り控除率0.5%を維持するといったときに、2024年から2025年という中で、控除率の変化の割合が均等ではなくて、2024年度に0.42%、2025年度に0.08%という

形で変化率を変えている形になっております。これは何かここに理由づけみたいなのがあるんでしょうか。どういう形でこの数字が出てきたのかということ。

それから、緩やかにという場合のときに、4年間は0.1%で来て、5年目に0.02%、6年目に0.08%という刻みになっています。この部分でも何か理由づけがあったんでしょうか。

それから、標準報酬月額の関係でございますけれども、2-1の2つ目の丸の下の、標準報酬月額が41万円の場合は1カ月当たり2,050円の負担増となっています。年間で考えますれば12カ月ですから、大体2万4,000円になります。3ページ目の見通しの中でやった場合に、1カ月の個人負担はどのくらいの額になるんでしょうか。その辺を示していただくと、率ばかりではなかなか額的なものがわかりませんので、その辺の数字があれば公開していただければと思います。そうしたほうが、この論議をする際には判断ができやすくなるのではないかと思います。資料のある部分でも結構ですし、次回になるかもしれませんが、お教えいただければと思います。

岩村委員長：

事務局、いかがでしょうか。

前島船員保険部次長：

まず、資料2-1の3ページの保険料率の変化が違うのはなぜかといったところでございますけれども、これは負担軽減措置に充てる準備金の残高が幾らになるかといったところで、それを全て控除率に充てると若干端数がございまして、こういった差が出てきておるところでございます。2025年度はもう全てゼロ%ですので、5.05%にせざるを得ないという結果でございます。

それから、緩やかなケースの最終年度も若干率が違うところでございますけれども、これも同様の理由でございまして、前年度の負担軽減分の準備金の残高を全て使い切るといったところで試算をすると、こういった料率になるという結果でございます。

それから、1ページ目の0.5%の控除率、0.5%引き上げた場合の被保険者の負担増が実際には額として幾らぐらいになるのかといったところでございますけれども、米印で書かせていただいておりますのは、標準報酬月額が41万円の方の場合ということで米印で書かせていただいておりますが、0.5%は2,050円になるといったところでございまして、年間の影響にいたしますと、2万4,600円プラス、ボーナスが出た場合にはボーナスにも影響するといったところでございます。それぞれ被保険者の個人の方によって標準報酬月額が異なりますので、どういうふうにお示しをすればいいのかといったことは、また考えさせていただきます。次回お示しをさせていただければと思います。

岩村委員長：

立川委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

立川委員：

ぜひ次回、よろしく願いいたします。

岩村委員長：

次回ということですのでよろしいですね。

立川委員：

こちらも数字が理解しやすいというか、見やすい形がよろしいので、何か工夫していただければと思います。

岩村委員長：

では、その点は事務局のほうで工夫をお願い致します。

前島船員保険部次長：

工夫をして、わかりやすいように資料をご提示させていただきたいと思います。

岩村委員長：

よろしく願いします。

ほかにはいかがでございましょう。

田中委員どうぞ。

田中委員：

すみません。初歩的なのというか、基本的な質問。もう1回確認をしたいんですけども、控除をなくすなくし方について議論をするんでしょうけれども、それは、もう1回確認するんですけども、やり方としては、標準報酬月額がどう推移するのかという前提が1つと、もう1つは、急激にやるのか、ゆっくりやるのか。それをもう少し数字なり、今、金額ということも言いましたけれども、出して、その2つの前提と、それと、率を決定するというのでいいのかどうか、ちょっと確認させてください。

岩村委員長：

事務局、ご質問の趣旨は大丈夫でしょうか。もう1回、では、ちょっとお願いできますでしょうか。

田中委員：

控除の率を、控除をなくしていくということは、もう決まりですよ。だから、どのぐらいの時間をかけてやるのか、そのなくし方、それから、その前提となる標準報酬月額が最近ちょっと上がってきているんですけども、辛く見るか甘く見るかということですよ。という確認ですね。

岩村委員長：

よろしいですか。

前島船員保険部次長：

すみませんでした。

控除率につきましては、この財源となります準備金がなくなれば終了せざるを得ない状況と思っておりますので、財源がだんだん少なくなっていくところを、どういうふうはこの控除率をなくしていくのかといったご議論をいただきたいところでございまして、今回、推計を3つのパターンでお出しさせていただきましたのは、これは見通しによっては若干年度がずれたりするのではないかとということも想定をいたしまして、今回、3つのパターンをご用意させていただいたところでございます。

岩村委員長：

いかがでしょうか。

田中委員：

要するに、どうあがいても5.05%にしない方法はないということですね。ですから、いつまでにするのか、やるやり方と想定。仮にそうしたとしても、財政的な問題が別にそれで解決したわけではなくて、それは5.05%になった後の収支を見ながら、やっぱり先々この料率でいいのかどうかということも議論せざるを得ないと。当たり前のことかもしれないですけども、そういう理解でよろしいですよ。

前島船員保険部次長：

はい。おっしゃるとおりでございます。ご指摘のとおりでございます。

我々といたしましては、この負担軽減の財源として持っている準備金がなくなるということですので、そのなくし方についてまずご議論いただくと。それから、それとは別に、この労使折半の5.05%でこのままずっと行けるのかどうかというのは、また別の議論をしていただければと考えております。

田中委員：

わかりました。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

きょうのこの3ページの表を見ますと、後ろのほうに黒の三角が出ておりますけれども、結局そのところは、今度は保険財政全体としての赤字がいつごろに出てくるかという話になりますので、それは今、議論している被保険者の負担軽減分の問題とはまた別に、中長期的な保険財政のあり方の問題ということで議論をするという整理であるというふうに私も理解をしております。

よろしゅうございましょうか。

田中委員：

今の話はこれでクリアです。ただ、ちょっとつけ加えて質問したいんですけども、船員保険というのは被保険者がずうっと、どんどんどんどん減ってきていることから、こういう問題が起きているんですけども、仮に今の状態が本当に下げどまったと。どんどんふえないまでも微増あるいは横ばいしながら少しはふえるという状況であるとすれば、仮にですけどもそうだとすれば、それほど暗い将来ではないのかどうなのかを、保険制度を運営している方に聞いてみたいんです。

これから船員がどんどん減っていくとは、ちょっと想像しにくいんですけども、これまた逆に、どんどんふえるとも思えないです。ですから、横ばいでも厳しいんだったら、やっぱり厳しいんですけども、横ばいあるいは微増、本当に微増、現状を維持しながらちょっとふえるぐらいの状況が維持できるなら、それほど悲観することはないよということなのか。コメントがあれば、ぜひ聞かせていただきたいなと思います。

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。

資料2-1の4ページをご覧くださいと思いますけれども、こちらに2032年までの被保険者がどう推移をするように見込んでおるのかといった資料をお出ししております。下の表のところですけども、2023年度までは微増して、そこからは年齢構成の関係もありますので若干減るといった見込みを立てておるところでございまして、そんなに大幅に減るといった見通しは立てておりません、ほぼ横ばいに近い推移をするのではないかと見通しを立てております。この4ページは、これに賃金がどんどん伸びるといった推計で、2032年度にはやはり赤字に転じる見通しになっておりますので、被保険者が減らないからといってそんなに楽観視はできないのではないかと見通しを、我々としては立てているところでございます。

岩村委員長：

よろしいでしょうか。

では、田中委員どうぞ。

田中委員：では、1つだけ質問したいんですけども、これは船員保険に限った話ではなくて、他の保険もそういう状況、傾向にあるのであれば、そこだけ余りあげつらって考えても仕方ないと思うんですけども、船員保険としての何か特徴的なことなのか。そうではなくて、いわゆる健康保険そのものが大体そういう状況にあるのかどうか。この点を質問の最後にしたいと思います。

前島船員保険部次長：

船員保険のほうは、まだこれでも賃金の伸びが結構あるという推計で、こういった状況です。まだ比較的安定的に運営されているほうの試算になっていると思います。ほかの健康保険の制度につきましては、もっと厳しいのではないかという見通しになっているところもあると思いますので、やはり医療保険全体として楽観視はできないような状況ではないかと考えております。

岩村委員長：

若干補足しますと、日本の将来の人口構成の変化を見ますと、もう既に人口減少局面に入っていますが、どこが一番減っているかというところ、若年者のところが一番減っているという状況で、したがって、それは何を意味するかというところ、保険料を払っていただく側の人口がどんどん減っていついていくということです。したがって、医療保険全体として見て、将来についてそんなに楽観的な状況ではないというのは全体としても言えるだろうと思います。

また、個別の健康保険組合で見ると、もっと状況は厳しいというのが恐らく現状だと思います。従業員数はどこもいろんな形で減ってきている中で、後期高齢者、あるいはその他の負担金の額がふえているということで、最近も報道されましたけれども、解散して協会けんぽのほうに流れる動きも出てきているところで、それはそれで今度は協会けんぽさんの財政の問題を引き起こしているというのが現状だと思っています。ですので、今後の医療保険全体として見たときも、それほど楽観的な状況ではないというのが私の理解しているところです。

田中委員：

ありがとうございます。

岩村委員長：

では、高橋理事どうぞ。

高橋理事：

医療保険はどこの制度も基本的には単年度収支が原則ですので、出ていく医療費に対して入ってくる収入がバランスしていれば、それで問題なしとして運営するわけですね。年金の場合にはもっと長期ですので、もっといっぱい貯金して将来に備えるという発想ですけれども、医療保険の場合、一応原則、毎年毎年の帳尻が合っていればいいという考えからですから、人数が減るかどうかは別にして、入っている方、これは被保険者で、加入者の被扶養者の比率に問題があるんですけれども、大体加入者1人当たりの医療費に対して加入者1人当たりの収入がバランスすれば、別に規模が大きくても小さくても財政には余り関係はないんですね。

ただ、その場合に、一応過去のストック、準備金を持っていますので、そのストックが大きいか小さいかによって、加入者1人当たりの貯金の残高が少しずつ微妙に変わるので、そこは当面の財政には影響するということですが、長い目で見て大きいか小さいかは余り関係ない。ただ、船員保険の場合には年齢構成がほかの制度と非常に違って、年齢が高いほうにシフトしているものですから、医療費が少し高めになっていて、その年齢が高いほうの集団が抜ければかなり違うんですけれども、まだ当面抱えていますので、当座はほかの制度に比べても、年齢構成からくる財政状況の苦しさはあるということだろうと思います。

岩村委員長：

ありがとうございました。よろしゅうございましょうか。

ほかにはいかがでございましょう。よろしいでしょうか。

この被保険者の負担の軽減につきましては、引き続き、先ほど今後のスケジュールの説明がありましたけれども、次回以降も議論をしてまいりたいと考えているところでございます。ついては、きょうも立川委員からもご要望があったところでありますけれども、事務局におかれましては議論のための資料の準備をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、3番目の議題であります船員保険事業の実施状況につきまして事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議題3. 船員保険事業の実施状況について

前島船員保険部次長：

資料3をご覧ください。2018年度の船員保険事業の実施状況につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、こちらは基盤的保険者機能についてござい

ます。資料の構成といたしまして、2018年度の事業計画の項目に沿った形での報告をさせていただきますようにしております。

まず、保険給付費等の業務の適正な実施についてでございます。こちらにつきましては、現金給付の審査に当たり疑義のあるものにつきましては、必要に応じてご本人ですとか担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなど、適正な給付に努めているところでございます。

2つ目の丸ですけれども、下船後の療養補償につきましては、療養補償証明書の未提出が多い船舶所有者に対しまして、適正利用に関するチラシを送付するなどの適正使用に努めているところでございます。下期につきましても引き続き適正な給付等に努めるほか、不正が疑われるような案件につきましては立入調査も実施をしたいと考えております。

次に、②効果的なレセプト点検の推進でございますが、昨年11月から内容点検業務につきまして外部事業者による点検を開始したところでございます。今年度も引き続き外部事業者による点検を実施しているところでございますが、定期的に事業者と点検方針等の打ち合わせを実施するなど、点検効果の向上に努めております。下期につきましても引き続き、外部事業者との打ち合わせ等を通じまして点検効果の向上に努めるとともに、資格点検につきましても点検方法等を精査いたしまして、取り組みを強化していきたいと考えております。

③でございますけれども、柔道整復施術療養費等の照会業務の強化でございます。こちらにつきましては、上期から照会基準の見直しを行いまして照会業務の強化を図ったところでございます。下期につきましても引き続き照会業務を実施するとともに、適正な受診につきまして広報を実施してまいりたいと考えております。

④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進でございますけれども、保険証の回収につきましては、昨年度末から資格喪失処理後2週間以内に、船員保険においても返納催告を実施しておりまして、上期におきましても2週間以内に催告を実施することを徹底いたしました。また、債権回収につきましては、確実な債権回収を行うために、早期に文書催告ですとか支払督促等の手続を実施しております。下期につきましても引き続き同様な手続、取り扱いを徹底するとともに、保険証の回収につきましては、未返却の多い船舶所有者に対しまして個別に返納のご依頼をするなど、早期回収に努めることとしております。それから、債権回収につきましては、高額債権に対しまして、支払督促等の法的手続を実施することも予定しております。

2ページをご覧ください。

引き続き基盤的保険者機能でございまして、⑤サービス向上のための取り組みでございます。こちらにつきましては、毎年やっておりますけれども、今年も8月1日からお客様満足度調査を開始させていただいております。疾病任意継続被保険者の保険証の送付時ですとか、傷病手当金、高額療養費、休業手当金の支給決定通知書を送付する際に、アンケートはがきを同封して実施させていただいております。来年3月まで実施をすることにし

ております。

それから、サービススタンダードにつきましては、その達成に向けて進捗管理を行っているところでございますけれども、下期につきましても引き続きサービス向上に努めていくことにしております。

⑥高額療養費制度の周知でございますけれども、こちらは限度額適用認定証の利用促進ということで進めております。加入者の方が多く居住している地域の医療機関に対しまして申請書を窓口を設置いただくように上期はご依頼をいたしました。下期につきましても引き続き利用促進に努めるために、限度額適用認定証の利用割合が低い医療機関に対しまして、同様に申請書の窓口設置の依頼をしていきたいと考えております。

次に、⑦職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨でございます。こちらでございますけれども、上期に休業給付165件、障害給付・遺族給付54件の勧奨を実施いたしましたところでございます。下期につきましても引き続き申請勧奨を実施するとともに、申請勧奨を行ってもなかなか申請いただけない方につきまして再勧奨を実施したいということで考えております。

⑧でございますけれども、被扶養者資格の再確認でございます。毎年やっておりますけれども、本年も6月20日に船舶所有者宛てに被扶養者状況リスト等をお送りして、再確認業務を実施していただきました。下期におきまして未提出の船舶所有者の方に対しまして提出依頼を実施しているところでございます。

⑨でございますけれども、福祉事業の着実な実施でございます。無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業につきましては、委託機関と連携を図りまして着実な実施に努めているところでございます。保養事業につきましては、利用促進に向けた広報を充実しているところでございまして、今年度につきましては、日本海事新聞に定期的に広告記事を掲載させていただいているところでございます。下期につきましても、保養事業につきましても利用拡大を図るために、さまざまな媒体を活用いたしまして広報を実施していきたいと考えております。

3 ページ目からが戦略的な保険者機能についてでございます。

まず、データ分析に基づいたデータヘルス、それから、特定健康診査等、実施計画の着実な実施でございます。

まず、i) の特定健康診査等の推進でございます。こちらにつきましては、30年度から生活習慣病予防健診の無料化を開始したところでございまして、船舶所有者や被保険者の方々に周知をするために、さまざまな媒体を通じまして広報を実施させていただいております。また、被保険者が多くいらっしゃる船舶所有者の方々のところには、個別に訪問もさせていただきながら周知をさせていただいたところでございます。また、受診率の向上を図るといった観点から、利便性をよくしなければいけないということで、健診実施機関の拡大に取り組んでいるところでございます。下期につきましても、引き続き無料化の周知を行うとともに、受診環境の整備ということで、健診実施機関の拡大に向けて取り組み

を強化していきたいと考えております。

ii)でございますけれども、特定保健指導の実施率の向上でございます。30年度から運用面の見直しがございますして、初回面談を分割して実施ができる運用方法になったところでございますけれども、効果的に初回面談を行うことを目的に、巡回健診の際にも保健師を同行させるなどの取り組みを実施しております。下期につきましては、上期の取り組みに加えまして、スマートフォン等のICTを活用した保健指導の利用の拡大も取り組んでいきたいと考えております。

iii)の船舶所有者と協働した加入者の健康づくりでございます。こちらでございますけれども、毎年度、健康度カルテを作成いたしまして、船舶所有者の方にお届けをしているところでございますが、上期におきましても5事業所に訪問してお届けをさせていただいております。下期につきましても引き続き、この健康度カルテをお届けするとともに、現在、外部事業者の知見を活用しまして、今後、船舶所有者と協働して我々がどういうふうにやっていったらいいのかといった課題の整理ですとか、具体的な対策について検討を行っているところでございまして、今後、パイロット的に事業を実施していきたいと考えているところでございます。

4ページをご覧ください。

iv)でございますけれども、加入者の健康増進等を図るための取組の推進というところでございます。

丸の1つ目ですけれども、こちらも毎年実施をしておりますが、健診結果に応じたオーダーメイドの健康情報リーフレットを作成して、9月から送付をさせていただいております。また、今年度は、問診時に喫煙をしていると回答された方につきまして、COPDに関するリーフレットを送付させていただいているところでございます。それから、事業計画でも申し上げましたけれども、今年度、オンラインの禁煙プログラムをパイロット的に実施しているところでございます。8月に公募をいたしまして、9月から約20名程度の方に今お受けをいただいているところでございます。ご報告できれば、来年1月には、また状況をご報告できればと思っております。それから、地方自治体等が開催する港イベント等に協会、船員保険部としても出展をしておりますして、上期については姫路港ふれあいフェスティバルに参加をさせていただきました。下期でございますけれども、オーダーメイドの情報提供、リーフレットについては引き続き実施をさせていただきます。2つ目の丸でございますけれども、今年度も船員の養成校に特別講座の開催を予定しております。全8回予定しておりますして、今後実施をしていくことにしております。

それから、次の②でございます。情報提供・広報の充実でございます。30年度は日本海事新聞、水産経済新聞に定期的に広報記事を掲載しているところでございます。それから、8月に施行されました高齢者の自己負担額の見直しにつきまして、さまざまな媒体を活用しまして周知を図ったところでございます。下期でございますけれども、もう10月31日に発送は終わっておりますけれども、毎年お送りしております「船員保険通信」という

ものを全船舶所有者、全被保険者の方に発送させていただきました。今後、「船員保険のご案内」というリーフレットを3月に、年金事務所ですとか労働基準監督署、地方運輸局の窓口を設置をしていきたいと考えております。

最後に、③ジェネリック医薬品の使用促進でございますけれども、第1回目の軽減額通知を9月7日に発送しております。第2回目については来年3月に送付の予定をしております。

5ページ、6ページにつきましては、K P I に対します上期の状況について記載をしております。後ほどご覧いただければと存じます。

以上でございます。

岩村委員長：

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました実施状況につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたら、お出しをいただきたいと思います。

平岡委員どうぞ。

平岡委員：

債権回収の部分なんですけれども、これは船員保険の債権回収ということなんですけれども、何件あって、どのぐらいの額が今のところ債権として残っているのか。その辺がわかりましたら教えていただければと思います。

岩村委員長：

ありがとうございます。

事務局、大丈夫ですか。お願いいたします。

前島船員保険部次長：

債権がどのぐらいあるのかというご質問でございます。件数は今、手元にデータがないので、また後ほどお示しさせていただければと思いますけれども、船員保険の債権につきましては、無資格受診の債権返納金ですとか現金給付、傷病手当金なんかを支給した際に返納が生じる場合ですとか、損害賠償請求といたしまして、交通事故、第三者の行為によって起きたような医療費については返納させていただく。こういったものがございまして、29年度の実績でございますけれども、債権調定額として約9,000万円程度といったところでございます。

岩村委員長：

平岡委員、よろしいでしょうか。

平岡委員：

9,000万円が今のところ未回収だという理解でいいんですか。

前島船員保険部次長：

そうではなくて、年間に発生する債権の額が大体9,000万円程度といったところでございます。

平岡委員：

それがマイナスにされ、積算されるということですか。

前島船員保険部次長：

実際の29年度の現年度の新規発生分の収納が、まだ83%でございますので、それが17%程度が残っているといった状況でございます。

岩村委員長：

よろしゅうございましょうか。

平岡委員：

はい。

岩村委員長：

ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

では、立川委員どうぞ。

立川委員：

関連してですけれども、累積的にはどのぐらいになるんですか。

それと、法的手続というのはどういう手続なのか。一般的に考えると差し押さえという概念が出てくるんですけれども、そういうことなんでしょうか。もしそうだとすると、どういう判断で差し押さえまで行くのかという何か基準があるんでしょうか。その辺を教えてください。

それから、少し戻りますけれども、①の保険給付等の業務の適正な実施で、疑義のある案件というのは、例えばどういう案件が含まれていて、ここに記載をされているのかというようなこと。

それから、2ページ目の⑨ですけれども、福祉事業の着実な実施で、日本海事新聞への

広告の記載とありますが、タイミングはどのくらいのタイミングで出ているのでしょうか。

その次の生活習慣病と船員手帳の健康証明、医療機関の拡充、これはぜひ進めていただきたいと思っているところでございますけれども、その中で今年度の拡大はどのくらいあったのでしょうか。おわかりになればお伺いをしておきたいということです。

あと、多くなって申しわけありませんが、船員教育機関での特別講座ということで、全8回を予定されているということですが、今後8回ということで、前期としては実施をまだされていないという理解でいいのでしょうか。その辺お願いいたします。

岩村委員長：

ご質問ですが、よろしいでしょうか。

では、お願いいたします。

前島船員保険部次長：

まず、債権の累積の実績でございますが、すみません、手元に数字がございませんで、また後日、回答させていただければと思います。

どのような法的手続をまずやっているのかというところでございますけれども、まず、裁判所に申し立てをしまして支払い督促をするところから始まりまして、相手から異議の申し立てがあれば訴訟に移行することまでやっておるところでございます。差し押さえについては、まだ実行はしていないところでございます。

給付金の疑義のある案件が、どういったものがあるのかといったところでございますけれども、例えば傷病手当金に関してでございますけれども、被保険者の資格取得から10日以内の期間に係る申請がある場合ですとか、意見書ですとか、いわゆる疾病の関係が本当に適切かどうか、こういったところを医師に確認したりとか、そういったことをやっているところがございます。

海事新聞に定期的にどのくらいの頻度で広告を出しているのかというところでございますけれども、1カ月に2回程度出させていただいているところがございます。

養成校での講座でございますけれども、下期から始めておりまして、下期で計8回を予定しているところがございます。

実施機関の増加でございますね。現在、船員手帳の証明できる機関とかにご依頼をして、我々の健診実施機関になっていただけないかといった方法で拡大を図っておるところでございますけれども、現時点では341機関まで増加をしております。年度末からは大体79機関増加をしているところがございますけれども、これでもまだまだ少ないというふうに我々としては思っておりますので、今後増加を図っていきたく思っております。

岩村委員長：

立川委員、よろしいでしょうか。

立川委員：

生活習慣病と船員手帳の関係の拡大ですね。指定病院の拡大については、ぜひさらなる拡大をよろしくお願ひしたいと思うところです。

それから、係争関係のところ、法的手続の関係ですけれども、まだ差し押さえの実績はないという理解でいいんですか。

前島船員保険部次長：

ございません。

立川委員：

裁判関係での係争が、現在継続中が何件かあるということですか。

前島船員保険部次長：

はい。そういうことでございます。

立川委員：

どのくらいあるんでしょうか。

前島船員保険部次長：

すみません。詳細な件数はあれですけれども、数件でございます。

岩村委員長：

よろしゅうございましょうか。

立川委員：

わかりました。

岩村委員長：

ほかにいかがでございましょうか。

遠藤委員どうぞ。

遠藤委員：先ほど生活習慣病予防健診の病院が増加している説明が若干ありましたけれども、件数の増加への取り組みは非常に感謝しておりますが、船員は各都道府県にいますので、実施する病院のない県もあろうかと思ひます。できるだけその県で健診ができる病院

を何とか設置していただけたらと思います。これは要望です。

あと、2点質問がありまして、資料3の3ページの戦略的保険者機能のところのii)の特定保健指導の実施率の向上というところで、今年から初回面談の部分を効率的に実施しているというところなんです、これで特定保健指導の実施率が実際どれぐらい向上したのかというところを教えてくださいたいところと、説明にはなかったんですけども、6ページの福祉事業のところ、30年度上半期の無線医療助言事業（通信数）で、29年度上期390件に対し30年度上期では510件と、120件ちょっと通信数が多いと思ったのですが、この発生状況などや病院で実際に通信が重なったりした状況があったのかどうか。またあったのであれば、どう対応したのかどうか。その辺まで多分把握はされていないと思うんですけども、わかる範囲で教えてくださいたいと思います。

岩村委員長：

事務局、お願いします。

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。

保健指導の関係で、初回面談は分割で実施できることになったことによる影響と申しますか、どのぐらい増加しているかというご質問でございますけれども、6ページの上の表に保健指導の上期の実績が載っておるところでございますが、具体的にどのぐらい影響したかというのは実はとっておりません、わからないところなんです、大体去年と同じ程度ぐらいで今、推移をしているところなので、余り影響があるとはなかなか言いがたいような状況でございます。

それから、無線医療助言事業がふえている理由はということなんですけれども、これはちょっとわからないのが現状でございます、ただ、対応は各医療機関で対応していただいていると認識をしておるところでございます。

岩村委員長：

よろしゅうございましょうか。

ほかにはいかがでございましょう。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

こちらで用意した議題は以上でありますけれども、何かこの際ということで、ご発言等がございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでございますら、以上をもちまして本日予定していた議題は全て終了したことになりますので、本日の船員保険協議会はここまでとさせていただきますと思います。

次回の日程等につきまして事務局からご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

前島船員保険部次長：

次回の船員保険協議会でございますけれども、来年、1月23日水曜日の16時から開催をさせていただきたいと存じます。2019年度の保険料率について最終決定をさせていただきたいと考えております。会場でございますけれども、今、調整中でございますして、決まりましたらご連絡を差し上げたいと存じます。

岩村委員長：

ありがとうございます。次回もどうぞよろしく願いをいたします。

本日は大変お忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございました。これもちまして第41回船員保険協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。（了）